

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【公表番号】特表2015-528338(P2015-528338A)

【公表日】平成27年9月28日(2015.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2015-060

【出願番号】特願2015-529032(P2015-529032)

【国際特許分類】

A 6 1 N 5/06 (2006.01)

A 6 1 N 5/067 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 5/06

A 6 1 N 5/06 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つのみのランプモジュールを備え、それぞれのランプモジュールはLEDの2次元アレイを備え、前記ランプモジュールのそれぞれは前記2つのランプモジュールが実質的に同じ平面内で互いに実質的に平行な方向に向き付けられる第1の位置と前記ランプモジュール間の角度が50～70度である第2の位置との間で移動可能であるように構成される光線力学療法用ランプ。

【請求項2】

前記第1の位置において、前記ランプモジュール間の角度は157～180度である請求項1に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項3】

前記ランプモジュールのそれぞれは、前記第1の位置と前記第2の位置との間に画成される範囲内のみ移動可能であるように構成される請求項1または2に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項4】

前記光線力学療法用ランプが使用中の場合、前記ランプモジュールと患者の処置領域との間の距離は、約5～約8cmまでである請求項1～3のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項5】

前記ランプモジュールは、前記ランプモジュールを前記第1および第2の位置に係止するように構成された係止要素を備える請求項1～4のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項6】

移動可能な基部、および前記2つのランプモジュールを前記基部と移動可能に接続する支持アームをさらに備える請求項1～5のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項7】

それぞれのランプモジュールは、光学窓を有するハウジングを備え、前記ハウジング内には、LEDの前記2次元アレイ、LEDの前記アレイが装着されている基板、ヒートシ

ンク、L E Dの前記アレイを冷却するように構成されている冷却ユニット、および少なくとも1つのドライバモジュールが設けられる請求項1～6のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項8】

前記少なくとも1つのドライバモジュールからの電流は可変であり、固定された照射時間内に設定光線量の送達条件を動作時に満たすように適合される請求項7に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項9】

動作しているときに、前記L E Dの発光出力は、前記冷却ユニットにより温度を制御することによって一定に保たれる請求項7または8に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項10】

前記光線力学療法用ランプが使用中の場合、前記ランプモジュールと患者の処置領域との間の距離は、5～8cmまでであり、

L E Dの前記アレイの放射照度は、30～150mW/cm<sup>2</sup>である請求項1～9のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項11】

前記L E Dは、コリメートL E Dである請求項1～10のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項12】

前記第1の位置の角度は、163～172度である請求項1～11のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項13】

動作しているときに、L E Dの前記アレイのそれぞれのL E Dは、632nm±5nmの公称波長の光を放射する請求項1～12のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプ。

【請求項14】

請求項1～13のいずれか一項に記載の光線力学療法用ランプを使用する座瘡の光線力学処置に使用される組成物であって、前記組成物は5-A L Aエステルまたはその塩を含む組成物。

【請求項15】

前記5-A L Aエステルは、5-A L Aメチルエステルである請求項14に記載の組成物。